

令和3年1月29日

株式会社キッズライン

代表取締役社長 岡本 香保子 殿

公益社団法人 全国保育サービス協会
会 長 草 川 功

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に関するベビーシッターの
児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出の未実施に係る対応につい
て（勧告）

標記につき、徴取した報告を基に、当協会及び内閣府において調査及び協議を
行った結果、「ベビーシッター派遣事業実施要綱」（令和元年5月8日付け府子本
第575号子ども・子育て本部統括官通知の別紙）第5の1(18)の規定に基づき、
次の措置をとるよう勧告します。

要請事項について期限までに対応されない場合には、割引券等取扱事業者と
しての認定の一時停止を含む追加の措置をとることがあります。

要請事項	対応期限
児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出の日 から一月以上前に行われたシッティングに対し て、使用・精算された割引券につき、その精算金 額を確定させたいえで、同額を返還すること。 ※すでに退会しているベビーシッターも含めて 確認を行うこと。	返還期限 ：令和3年3月12日
本件と同様の法令等違反事例が発生しないよう 再発防止策を実施するとともに、その実施状況に ついて報告すること。	報告期限 ：令和3年4月5日
貴社における「企業主導型ベビーシッター利用者 支援事業」の責任者及び関係者は、今年度、当協 会が開催する経営者研修を受講すること	受講期限 ：令和3年2月中